

1 計画策定にあたって

1-1 長寿命化計画の背景と目的

わが国では、本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を迎え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、平成 18(2006)年 6 月に住生活基本法が制定され、住宅建設を重視した政策から良質なストック重視を将来世代へ承継していくことを主眼とした政策へと、大きく方向転換が図られた。

こうした中、本市では平成 23(2011)年度に「防府市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、平成 28(2016)年度に見直しを行う中で、公営住宅の改善、維持管理に努めてきたが、平成 29(2017)年度の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進するための「住宅セーフティネット法」の改正や、令和 2(2020)年度に住生活基本計画(全国計画)が改訂され、本市においても令和 3(2021)年度に「防府市住生活基本計画」の策定を行うなど、公営住宅事業を取り巻く状況は大きく変化している。社会情勢の変化への対応や事業の進捗管理の観点から、中間年度となる令和 3(2021)年度において見直しを行うこととする。

本計画は、国の「公営住宅等長寿命化計画策定指針」や関連計画、住宅を取り巻く状況や保全管理状況を踏まえ、中長期的な視野で、公営住宅等ストックの計画的・効率的な更新や点検強化及び早期の修繕を図るとともに、住宅別住棟別の活用手法や長寿命化のための事業・取組について定め、長寿命化による更新コストの削減を図ることを目的とする。

1-2 計画期間

本計画は、令和 4(2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10 年間を計画期間とし、事業を進めるものとする。

なお、今後の本市を取り巻く社会情勢の変化、事業の進捗状況等に応じ、概ね 5 年後ごとに見直しを行うものとする。

計画期間：令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

1-3 長寿命化計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である『第5次防府市総合計画「輝き！ほうふプラン」』、『防府市住生活基本計画』を上位計画とし、関係法令及び計画を踏まえつつ、公営住宅の建替事業や改善事業、維持管理についての方針を位置づけ、計画的かつ効率的な公営住宅ストックの管理・運営について定める計画である。

〔計画の位置づけ〕

